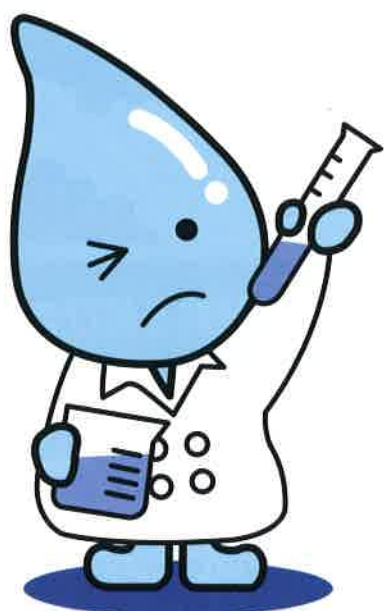


浄化槽をお使いの皆様へ 福岡県からのお知らせです。 

浄化槽の法定検査を受けていますか？

法定検査とは？



身近な例だと、車を車検に出すのと似た仕組みです。

浄化槽の保守点検・清掃が正しく行われているか、浄化槽が正常に機能しているかを確認する検査です。

全ての浄化槽には、浄化槽法に基づく法定検査が義務づけられています。

どんな検査をするの？

- 水質検査 … 浄化槽から出てくる水の検査をします。(生物化学的酸素要求量(BOD)、水素イオン濃度(pH)、残留塩素濃度、透視度)
- 外観検査 … 機能等に異常がないかをチェックします。(装置の状態、消毒の状況、水の流れ方等)
- 書類検査 … 保守点検・清掃の記録票等をもとに、保守点検や清掃等が適正に行われているかを調べます。

法定検査は、指定検査機関である一般財団法人福岡県浄化槽協会が行います。

法定検査は保守点検業者や清掃業者に
受検の手続きの代行依頼をすることができます。

(検査に関するお問い合わせ先)

指定検査機関

一般財団法人 福岡県浄化槽協会

糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2

TEL 092-947-1800

福岡県環境部廃棄物対策課
福岡県各保健福祉環境事務所
福岡県各市町村

福岡検査センター 糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2 TEL 092-947-6123

筑後検査センター 久留米市宮ノ陣3-2-38 TEL 0942-46-1900

筑豊検査センター 田川市大字川宮872-1 TEL 0947-45-6102

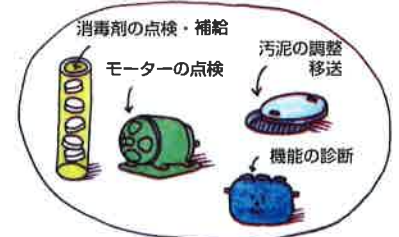
家族のみんなが知っていてほしいこと!

浄化槽に入ってくるトイレや台所の汚水をキレイにするためには、浄化槽の【日頃のメンテナンス】と【法定検査】が大切です。

【日頃のメンテナンス】とは、お使いになっている方(浄化槽管理者)が行う保守点検及び清掃をいいます。車に例えると、点検整備やオイル交換のようなものです。

1. 保守点検 (日頃のメンテナンス①)

浄化槽の機能を維持するため、装置の点検、装置や機器の調整・修理、消毒剤の補充などを定期的に行います。



2. 清掃 (日頃のメンテナンス②)

浄化槽内は、水に溶けない固形物や汚泥が少しずつたまってきます。たまりすぎると浄化槽の機能に支障をきたすことになります。そこで、年1回、固形物や汚泥を槽外に取り除き、機器類を洗浄、清掃します。



日頃のメンテナンス(保守点検及び清掃)は、専門業者と委託契約を結びましょう!



あらかじめ専門業者と委託契約を結んでおけば、定期的の実施してもらえるので面倒なことではありません。

専門業者や日頃のメンテナンスに関することは、もよりの保健福祉環境事務所(保健所)又は市町村にお尋ね下さい。

浄化槽の正しい使い方

1 水は適正量使いましょう。



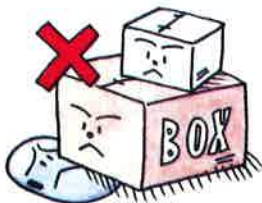
2 洗剤は適正量を使用しましょう。



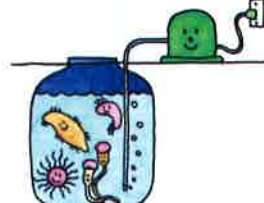
3 トイレにはトイレットペーパー以外流さないで下さい。



4 浄化槽の上に物を置かないで下さい。



5 浄化槽の電源は切らないようにして下さい。



6 台所から野菜くずや天ぷら油を流さないで下さい。

